

Ver13.0

「平河ヒューテック(株) 化学物質管理基準書」

## 1. 目的

この基準は、平河ヒューテックグループ(以下、当社と称す)が、製造、販売する製品を構成する原材料、部品、デバイス及び包装材料等に含有する環境負荷物質について、使用を禁止・全廃・削減することを明確にすることにより、製品への混入を防止するとともに、法令の遵守・地球環境の保全に役立て、循環型社会を構築することを目的に制定する。

## 2. 管理基準の運用

グリーン調達を積極的に推進するには、環境保全に取り組んでいる購入先から、環境負荷物質含有の少ない製品と、減量化、長寿命化、再資源化、分解性、処理の容易さ、省エネルギー性などを考慮した製品、サービスを調達することに有る。その為には、当社もISO14001の外部認証の取得や環境保全に関する活動を積極的に取り組んでいることが要求される。

## 3. 管理基準の範囲

- (1) 購入先の環境保全活動に関する調査
- (2) 使用禁止物質の定義と禁止時期
- (3) 調達品の環境負荷物質調査  
製品・部材の環境負荷物質の調査に関しては、旧JGPSSI並びにJAMPに準拠しているが必要に応じ、当社の管理物質より別途指定して依頼することもある。
- (4) 工程における環境負荷物質の管理  
購入部材、製品等における、蛍光X線分析装置による化学物質測定及び検査

## 4. 購入先の環境保全活動に関する調査

対象は当社が生産材として調達する全ての購入先が対象となり、環境保全活動（ISO14001外部認証・自主的環境保全活動）に対する取り組みなどを所定の規程により調査・確認を行う。

## 5. 調達品における環境負荷物質調査と範囲

当社の製品を構成する以下の原材料・部品・デバイス及び包装材料等に適応させ、購入品の環境負荷物質の調査を行う。

- (1) プラスチック等の成型用樹脂、及び銅線等の金属類
- (2) 機能ユニット、モジュール、ボード Assy等の組立部品等
- (3) 電気部品、機構部品、半導体デバイス、プリント配線板、記録メディア、包装部品、材料等
- (4) ねじ
- (5) アクセサリー(リモートコマンダー、マウス、ACアダプター等、機器を使用するための付属品等)
- (6) 製品に使用される副資材(粘着テープ、はんだ材料、接着剤等)の構成材料等
- (7) 印刷物(取扱説明書、保証書、製品、部品に関する追加情報等)
- (8) 補修用部品(出荷済み製品の補修用部品の一部については別途通知書に従い運用する)
- (9) 部品の納入者が配達・保護に用いる9.1「包装部品・材料の定義」に定義される包装部品、材料等
- (10) 電池

## 6. 工程における環境負荷物質の管理

購入品、及び製造工程から出荷に至るまでの管理については、各事業部の該当する規定により運用する。

## 7. 用語の定義

この管理基準では、以下のように用語を定義する。

- (1) 環境管理物質  
原材料・部品・デバイス及び包装材料等に含有する物質で、地球環境と人体に著しい環境影響を持つと当社が判断した物質（一部、旧JGPSSIに準拠）。
- (2) 管理水準
  - ① 禁止物質（使用を禁止する物質）  
物質とその用途について即時使用を禁止するもの。
  - ② 削減物質（期限付き禁止物質）  
代替材料への切替を、全廃期限までに早急に進めるもの。  
但し、代替材料の技術確立が可能となった場合は、期限を待たずに使用禁止とする。又、代替材料が無く、法規制等により除外・例外などが認められた場合などは期限を見直す。

- ③管理物質（削減を目指す物質）  
現時点では期日及び削減目標を規制しないが、原材料・部品・デバイス及び包装材料等への含有量の削減を目指す物質とその用途を指定したもの。
- ④適用除外  
法規制で除外されている、あるいは現時点において代替技術ソリューションがない物質・用途部位。
- (3) 含有  
製品を構成する原材料、部品、デバイス及び包装材料等、又はそれらに使用される材料に、添加、充填、混入、又は付着することで、物質が意図的であるかどうかは問わない（加工工程にて意図せずに製品に混入、又は付着する場合も含む）。
- (4) 意図的添加  
特定の特性、外観、性質、属性、又は品質をもたらすために、意図的な添加、充填、混入、又は付着により、製品を構成する部品、デバイス、又はそれらに使用される材料に物質が残存すること。  
(注) \* 天然素材中に含有され工業材料としての精製過程で技術的に除去しきれない物質 (natural impurity)、又は合成反応の過程で生じ技術的に除去しきれない物質は不純物であり「意図的添加」に含めない。  
\* 主原料と区分するために「不純物」と呼ばれるものを合金等の素材の特性を変える目的で使用する場合は「意図的添加」として扱うが、半導体デバイス等を製造するためのドーパン(Dopant)については、実質的に半導体デバイス等に極めて微量に残存している場合、「意図的添加」としては扱わない。
- (5) 均質材料  
全体が均一構成になっている単一の材料又は機械的な行為(ネジ外し、切断、押しつぶし、粉碎、研磨加工等)により異なる材料に解体若しくは分離できない複数の材料で構成される材料。
- (6) 材料  
製品又は部品中の物質又は混合物。
- (7) 部品  
完成品(化学品及び/又は部品を組合せたり、加工したりして製造した最終の成形品)に至るまでの成形品。
- (8) 成形品(アーティクル)  
製造中に与えられた特定の形状、外見又はデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終使用の機能を大きく決定づけている物体。
- (9) 製品  
組織が、その活動の結果として、顧客に引き渡す部品及び完成品。
- (10) 基準/閾値レベル  
それぞれの「管理水準」で、管理が要求される条件、又は数値の範囲。  
(注) \* 「禁止物質」の「基準/閾値レベル」に「数値の範囲」が指定されており、部品、デバイス等に当該環境管理物質が不純物として含有されている場合は、その濃度は「数値の範囲」と同一となつてはならない。  
\* 「基準/閾値レベル」に「意図的添加」等の条件と、「数値の範囲」の両立が示されている場合は、何れも満たす必要がある。
- (11) 使用禁止時期  
適応対象の製品が出荷される時期を指し、このときの製品に於いて、それを構成する原材料、部品、デバイス及び包装材料等に、当該環境管理物質が含有されていないことを意味する。
- (12) 包装材料  
当社が使用する包装用材料及び納入品に使用されてくる包装用材料をいい、カートン、取り扱い説明書、記銘版、テープ、結束バンド、ラップ、ラベル、その他印刷物等の各部位(プラスチック、紙、インク、接着剤、塗料等)をいう。

8. 環境管理物質

この基準書で対象としている環境管理物質名

表 8. 1 環境管理物質名一覧 (1/2)

No.	物質名
1	カドミウム及びカドミウム化合物
2	鉛及び鉛化合物
3	水銀及び水銀化合物
4	六価クロム化合物
5	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)

表8. 1 環境管理物質名一覧 (2/2)

No.	物質名
7	ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)及び全ての主要ジアステレオ異性体
8	臭素系難燃剤(BFR)
9	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)及び特定代替品
10	ポリ塩化ナフタレン類(PCN類)
11	ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)
12	短鎖型塩化パラフィン類(炭素数 10~13)(SCCP)
13	リン酸トリス(2-クロロエチル)(TCEP), リン酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル)(TCPP), リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)(TDCPP)
14	過塩素酸塩
15	ポリ塩化ビニル(PVC)及びPVC混合物
16	塩素系難燃剤(CFR)
17	フッ素系温室効果ガス(PFC, SF <sub>6</sub> , HFC)
18	オゾン層破壊物質(ODS) (CFC, ハロン, 四塩化炭素, 1,1,1-トリクロロエタンが対象)
19	パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)
20	パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びそのエステル
21	三置換有機スズ化合物
22	ジブチルスズ(DBT)化合物
23	ジオクチルスズ(DOT)化合物
24	酸化ベリリウム
25	ベリリウム銅
26	塩化コバルト
27	三酸化二ヒ素, 五酸化二ヒ素
28	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル), フタル酸ジブチル, フタル酸ブチルベンジル, フタル酸ジイソブチル
29	フタル酸ジイソノニル, フタル酸ジイソデシル, フタル酸ジ-n-オクチル,
30	フタル酸ジヘキシル 炭素数7を主成分とする炭素数6~8の分岐アルキルを有するフタル酸ジアルキル, 炭素数7~11の分岐及び直鎖アルキルを有するフタル酸ジアルキル, フタル酸ビス(2-メトキシエチル), フタル酸ジイソペンチル, 分岐及び直鎖の フタル酸ジペンチル, フタル酸-n-ペンチル-イソペンチル, フタル酸ジペンチル, 分岐及び直鎖のフタル酸ジヘキシル
31	石綿(アスベスト)
32	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料
33	ホルムアルデヒド
34	N-フェニルベンゼンアミンとスチレン及び2,4,4-トリメチルペンテンの反応生成物(BNST)
35	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール(UV-320)
36	ジメチル=フマラート(DMF)
37	多環芳香族炭化水素(PAHs)
38	リン酸トリス(2,3-ジプロモプロピル)(TRIS)
39	トリ(1-アジリジニル)ホスフィンオキシド(TEPA)
40	ヘキサクロロベンゼン
41	赤リン
42	EU REACH規則の認可候補物質(SVHC)

表 8. 2 環境管理物質についての主な対象と納入禁止時期

No. 1	物質名：カドミウム及びカドミウム化合物		
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラスチック(ゴムを含む)</li> <li>塗料</li> <li>インキ</li> </ul> (注)電線、ケーブル及びコード類の被覆材はプラスチック(ゴムを含む)に含まれる	<ul style="list-style-type: none"> <li>均質材料に対し100 ppm(0.01wt%)以上のカドミウムの含有(*)</li> </ul>	即時
	<ul style="list-style-type: none"> <li>はんだ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>はんだに対し20ppm(0.002wt%)を超えるカドミウムの含有</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記以外の全て(包装部品・材料については、9を参照)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>均質材料に対し100 ppm(0.01wt%)以上のカドミウムの含有</li> </ul>	
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気接点中のカドミウム及びその化合物(注)高信頼性が要求され代替材のないめっきが対象</li> <li>フィルタガラスに使用されるガラス中のカドミウム</li> </ul>		
(* )プラスチック(ゴムを含む)、塗料、インキについては、以下の測定基準に従って測定すること 測定基準：			
1. 前処理 主な前処理方法：例えばIEC 62321-5：2013, EPA 3052：1996 (1) 密閉系酸分解法(例えば、マイクロウェーブ分解法) (2) 酸分解法 (3) 乾式灰化法 (注) 沈殿物(不溶物)は、何らかの方法(アルカリ溶融法等)で完全に溶解して溶液化することが必要である。 EN 71-3:2014, ASTM F963-16, ASTM D 5517-14, ISO 8124-3：2010に代表される溶出法は、前処理として不適用である。			
2. 測定法 主な測定方法：例えばIEC 62321-5：2013 (1) 誘導結合プラズマ発光分光分析法[ICP-OES(ICP-AES)] (2) 原子吸光分析法(AAS) (3) 原子蛍光分析法(AFS) (4) 誘導結合プラズマ質量分析法(ICP-MS) (注) 前処理と測定法の組み合わせにより、カドミウムの定量下限が5ppm未満であることを保証できるものであれば、良いものとする。			

No. 2	物質名：鉛及び鉛化合物		
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラスチック(ゴムを含む)</li> <li>・塗料</li> <li>・インキ</li> <li>(注)電線、ケーブル及びコード類(プラグ、コネクタを含む)の被覆材はプラスチック(ゴムを含む)に含まれる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・均質材料に対し100 ppm(0.01wt%)を超える鉛の含有(*)</li> </ul>	即時
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記以外の全て(包装部品・材料については9を参照)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・均質材料に対し1000 ppm(0.1wt%)以上の鉛の含有</li> </ul>	
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陰極線管のガラス中の鉛</li> <li>・0.2wt%を超えない蛍光管のガラス中の鉛</li> <li>・0.35wt%以下の鉛を含む機械加工目的のための鋼材及び亜鉛めっき鋼中の合金成分としての鉛</li> <li>・0.4wt%以下の鉛を含むアルミ材中の合金成分としての鉛</li> <li>・4wt%以下の鉛を含む銅合金</li> <li>・高融点タイプのはんだ中の鉛(即ち85wt%以上の鉛を含む鉛ベースの合金)</li> <li>・ガラス又はセラミック中、若しくはガラス又はセラミックスマトリックス化合物中に鉛を含む電気及び電子コンポーネント(例：ピエゾエレクトロニックデバイス)、但しキャパシタの誘電セラミックは除く</li> <li>・125V ACあるいは250V DC以上の定格電圧のキャパシタの誘電体セラミック中の鉛</li> <li>・IC又はディスクリット半導体の一部であるキャパシタのPZTベースの誘電体セラミック材料中の鉛</li> <li>・光学用途に使用される白色ガラス中の鉛</li> <li>・フィルタガラスに使用されるガラス中の鉛</li> <li>・ICのフリップチップパッケージ内部の半導体チップと接続基板を接合するはんだ中の鉛</li> <li>(注)C4バンブ下のはんだペーストも含む</li> <li>・サーメットベースのトリマー・ポテンショメータ素子中の鉛</li> </ul>		
(*)プラスチック(ゴムを含む)、塗料、インキについては、以下の測定基準に従って測定すること			
測定基準：			
1. 前処理			
主な前処理方法：例えばIEC 62321-5：2013, EPA 3052：1996			
(1) 密閉系酸分解法(例えば、マイクロウェーブ分解法)			
(2) 酸分解法			
(3) 乾式灰化法			
(注) 沈殿物(不溶物)は、何らかの方法(アルカリ溶融法等)で完全に溶解して溶液化することが必要である。EN 71-3:2014, ASTM F963-16, ASTM D 5517-14, ISO 8124-3:2010に代表される溶出法は、前処理として不適用である。			
2. 測定法			
主な測定方法：例えばIEC 62321-5：2013			
(1) 誘導結合プラズマ発光分光分析法[ICP-OES(ICP-AES)]			
(2) 原子吸光分析法(AAS)			
(3) 原子蛍光分析法(AFS)			
(4) 誘導結合プラズマ質量分析法(ICP-MS)			
(注) 前処理と測定法の組み合わせにより、鉛の定量下限が30ppm未満であることを保証できるものであれば、良いものとする。			

\*表8.2a「鉛を含む各種合金の許容濃度」は適用除外に組み込んで記載したため、欠番とする。

No. 3		物質名：水銀及び水銀化合物	
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>全て (包装部品・材料については、9を参照)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>意図的添加又は</li> <li>均質材料に対し1000 ppm(0.1wt%)以上の水銀の含有</li> </ul>	即時
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>冷陰極管 (CCFL) 及び外部電極蛍光管 (EEFL) 中の水銀： 長さが500mm以下のもの：1本当たりの水銀含有量が3.5mg以下のもの 長さが500mmを超え、1500mm以下のもの：1本当たりの水銀含有量が5mg以下のもの 長さが1500mmを超えるもの：1本当たりの水銀含有量が10mg以下のもの</li> <li>高圧ガス放電ランプ(プロジェクターランプ等) 中の水銀</li> </ul>		

No. 4		物質名：六価クロム化合物	
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>めっき、化成処理等の表面処理(ねじ、銅板等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被処理部位への残留(*)</li> </ul>	即時
	<ul style="list-style-type: none"> <li>天然皮革部品・材料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>乾燥した天然皮革均質材料に対し3ppm(0.0003wt%)を超える六価クロムの含有</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記以外の全て(包装部品・材料については、9を参照)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>均質材料に対し1000 ppm(0.1wt%)以上の六価クロムの含有</li> </ul>	
試験方法(参考) 天然皮革材料中の六価クロムの分析方法として、下記の方法がある。 (1) EN ISO 17075 : 2007 (2) IULTCS/IUC18(ISO 17075:2007に一致するもの)			

(\*) 禁止物質となるのは、表面処理の工程における使用ではなく、被処理部位への残留である。

No. 5		物質名：ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>全て</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>均質材料に対し1000 ppm(0.1wt%)以上の含有</li> </ul>	即時

No. 6		物質名：ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>全て</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>均質材料に対し1000 ppm(0.1wt%)以上の含有</li> </ul>	即時

No. 7		物質名：ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)及び全ての主要ジアステレオ異性体	
CAS No. 25637-99-4, 3194-55-6, 134237-50-6, 134237-51-7, 134237-52-8, 4736-49-6, 65701-47-5, 138257-17-7, 138257-18-8, 138257-19-9, 169102-57-2, 678970-15-5, 678970-16-6, 678970-17-7の物質が対象			
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>全て</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>意図的添加又は</li> <li>均質材料に対し1000 ppm(0.1wt%)以上の含有</li> </ul>	即時

No. 8	物質名：臭素系難燃剤(BFR)		
(PBB類、PBDE類及びHBCDDを除く)			
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
管理物質	・積層プリント配線基板に用いられる難燃剤用途	・積層板に対し900ppm (0.09wt%)以上の 臭素の含有	
	・上記以外のプラスチック部品の難燃剤	・意図的添加	

No. 9	物質名：ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)及び特定代替品		
特定代替品は、CAS No. 76253-60-6, 81161-70-8, 99688-47-8の物質が対象			
		基準/閾値レベル(*)	納入禁止時期
禁止物質	・全て	・意図的添加	即時

(\*) 基準/閾値レベルに、「意図的添加」と数値の範囲の両方が示されている場合は、何れも満たすこと。

No. 10	物質名：ポリ塩化ナフタレン類(PCN類)		
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	・全て	・意図的添加	即時

No. 11	物質名：ポリ塩化ターフェニル類(PCT類)		
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	・全て	・均質材料に対して50 ppm(0.005wt%)以上の 含有	即時

No. 12	物質名：短鎖型塩化パラフィン類(炭素数 10~13)(SCCP)		
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	・全て	・意図的添加又は ・均質材料に対し1000 ppm(0.1wt%)以上の 含有	即時

No. 13	物質名：リン酸トリス(2-クロロエチル)(TCEP), リン酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル)(TCPP), リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)(TDCPP)		
CAS No. 115-96-8, 13674-84-5, 13674-87-8の物質が対象			
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	・全て	・均質材料に対し1000 ppm(0.1wt%)以上の 含有	即時

No. 14	物質名：過塩素酸塩		
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
管理物質	・全て	・均質材料に対し6ppb (0.006ppm)以上の 含有	

No. 15	物質名：ポリ塩化ビニル(PVC)及びPVC混合物		
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>非接触ICカード(FeliCa)用基材</li> <li>業務用を除く、下記製品のキャリングバッグ、キャリングケース、キャリングポーチ用の生地及びコーティング剤</li> <li>パーソナルコンピュータ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ポータブルオーディオ</li> <li>アクセサリ、接続コード等を束ねる結束バンド</li> <li>製品及び製品に同梱されるアクセサリ等に用いられる包装部品・材料(袋、粘着テープ、カートン、ブリスタパック等)但し、デバイス、半導体及びその他部品に用いられる包装部品・材料(トレイ、マガジンスティック、ストッパ、リール、エンボスキャリアテープ等)を除く</li> <li>熱収縮チューブ(但し、電池用は除く)</li> <li>フレキシブルフラットケーブル(FFC)</li> <li>絶縁板、化粧板、ラベル(但し、電池用は除く)</li> <li>シート、ラミネート(木製スピーカの外装に使用されるシート、ラミネート等を含む)</li> <li>車載機器取付け用吸着盤</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>意図的添加</li> </ul>	即時
管理物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>禁止物質以外の全ての用途</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>意図的添加</li> </ul>	
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>塗料、インキ、コーティング剤、接着剤等に用いられる樹脂用結着剤(バイнда)</li> </ul>		

No. 16	物質名：塩素系難燃剤(CFR)		
(TCEP、TCPP、TDCPPを除く)			
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
管理物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>積層プリント配線基板に用いられる難燃剤用途</li> <li>上記以外のプラスチック部品の難燃剤、可塑剤</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>積層板に対し900ppm(0.09wt%)以上の塩素の含有</li> <li>意図的添加</li> </ul>	

No. 17	物質名：フッ素系温室効果ガス(PFC、SF <sub>6</sub> 、HFC)		
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>全て</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>意図的添加</li> </ul>	即時
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクター用電源ユニットのサージアブソーバーへ組み込まれるSF<sub>6</sub></li> </ul>		

No. 18	物質名：オゾン層破壊物質(ODS)		
モントリオール議定書 附属書A、B、C、Eの対象物質(*)			
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>全て</li> <li>ODSによる処理が施された部品・材料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>意図的添加</li> <li>ODSによる洗浄加工・発泡加工等の処理</li> </ul>	即時
* 参考： <a href="http://www.env.go.jp/earth/ozone/montreal_protocol.htm">http://www.env.go.jp/earth/ozone/montreal_protocol.htm</a> (環境省ウェブサイト) <a href="http://ozone.unep.org/en/handbook-montreal-protocol-substances-deplete-ozone-layer/5">http://ozone.unep.org/en/handbook-montreal-protocol-substances-deplete-ozone-layer/5</a> (UNEPオゾン事務局ウェブサイト)			

No. 19	物質名：パーフルオロオクタンスルホン酸塩(PFOS)		
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>織物(布地、テキスタイル)またはその他のコートされた材料</li> <li>上記を除く全て</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>均質材料に対し1 <math>\mu\text{g}/\text{m}^2</math>以上の含有</li> <li>意図的添加又は</li> <li>材料に対し1000 ppm(0.1wt%)以上の含有</li> </ul>	即時
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>フィルム、紙、プリント版に塗布される写真コーティング</li> <li>フォトリソグラフィ工程のためのフォトレジストまたは反射防止膜</li> </ul>		

No. 20	物質名：パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びそのエステル		
CAS No. 335-67-1, 3825-26-1, 335-95-5, 2395-00-8, 335-93-3, 335-66-0, 376-27-2, 3108-24-5の物質が対象			
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	・織物（布地、テキスタイル）及びフィルムまたは紙または印刷用原版用の写真コーティング及びその他のコートされた消費者製品用の部品・材料	・コーティングされた均質材料に対し1 $\mu\text{g}/\text{m}^2$ 以上の含有	即時
	・上記を除く全て	・材料に対し1000ppm (0.1wt%)以上の含有	即時

No. 21	物質名：三置換有機スズ化合物		
トリブチルスズ(TBT)化合物、トリフェニルスズ(TPT)化合物を含む。			
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	・全て	・意図的添加又は均質材料に対し1000 ppm(0.1wt%)以上のスズ元素の含有(材料に対しスズ換算で1000ppmを超える含有)	即時

No. 22	物質名：ジブチルスズ (DBT) 化合物		
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	・全て	・製品中に対し1000 ppm(0.1wt%)以上のスズ元素の含有(材料に対しスズ換算で1000ppmを超える含有)	即時
適用除外	・部品・デバイスに用いられる包装材で、消費者に提供されず再使用される包装部品・材料への添加剤 ・デバイス、半導体及びその他部品に用いられる包装部品・材料(トレイ、マガジンスティック、ストッパ、リール、エンボスキャリアテープ等)への添加剤		

No. 23	物質名：ジオクチルスズ (DOT) 化合物		
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	・皮膚と接触することを意図する織物（布地、テキスタイル）/皮革製品用の部品・材料 ・育児製品用の部品・材料 ・2液性室温硬化モールドイングキット（RTV-2シーラントモールドイングキット）	・製品中に対し1000 ppm(0.1wt%)以上のスズ元素の含有(材料に対しスズ換算で1000ppmを超える含有)	即時

No. 24	物質名：酸化ベリリウム		
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	・全て	・均質材料に対し1000 ppm(0.1wt%)以上の含有	即時

No. 25	物質名：ベリリウム銅		
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
管理物質	・全て	・意図的添加又は使用	

No. 26	物質名：塩化コバルト		
CAS No. 7646-79-9の物質が対象			
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	・乾燥剤(シリカゲル等)に使用される湿度指示薬	・意図的添加	即時
	・湿度インジケータ (注)湿度インジケータとは、塩化コバルトを紙等に含浸させたタイプのもの	・均質材料に対し1000 ppm(0.1wt%)以上の含有	即時
管理物質	・上記以外の全て	・均質材料に対し1000 ppm(0.1wt%)以上の含有	

No. 27	物質名：三酸化二ヒ素、五酸化二ヒ素		
CAS No. 1327-53-3, 1303-28-2の物質が対象、物質毎に閾値レベルが適用される			
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	・液晶パネル(カバーガラス、タッチパネル、バックライトを含む)のガラスの消泡剤、清澄剤の用途	・均質材料に対し1000 ppm(0.1wt%)以上の含有	即時
管理物質	・禁止物質以外の全ての用途	・均質材料に対し1000 ppm(0.1wt%)以上の含有	

No. 28	物質名：フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)、フタル酸ジブチル(DOP)、フタル酸ブチルベンジル(BBP)、フタル酸ジイソブチル(DIBP)		
CAS No. 117-81-7, 84-74-2, 85-68-7, 84-69-5の物質が対象(表8.2c-1参照)、物質毎に閾値レベルが適用される			
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	・電気電子機器に使用される部品・材料への添加剤(ただし、電池に使用される部品・材料は管理物質とする。)	・均質材料に対し1000 ppm(0.1wt%)以上の含有	即時
	・キャリングバッグ、キャリングケース、キャリングポーチに用いられる部品・材料への添加剤		
管理物質	・包装部品・材料(デバイス、半導体及びその他部品に用いられる包装部品・材料(トレイ、マガジンスティック、ストッパ、リール、エンボスキャリアテープ等を含む) ・電池に使用される部品・材料 ・上記以外の全て(例：取扱説明書等の印刷物)	・均質材料に対し1000 ppm(0.1wt%)以上の含有	

表8.2c-1 フタル酸エステル(フタレート)の一覧(1)

略称	CAS No.	名称
DEHP	117-81-7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)；フタル酸ジ-2-エチルヘキシル
DBP	84-74-2	フタル酸ジブチル；フタル酸ジ-n-ブチル
BBP	85-68-7	フタル酸ブチルベンジル；フタル酸n-ブチルベンジル
DIBP	84-69-5	フタル酸ジイソブチル；フタル酸ジ-i-ブチル

No. 29	物質名：フタル酸ジイソノニル(DINP)、フタル酸ジイソデシル(DIDP)、フタル酸ジ-n-オクチル(DNOP)		
CAS No. 28553-12-0, 68515-48-0, 26761-40-0, 68515-49-1, 117-84-0の物質が対象。			
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	・子供の口に入る玩具または育児製品用の部品・材料	・均質材料の1000ppm(0.1wt%)(DINP、DIDP、DNOPの合計として)	即時
管理物質	・上記以外の全て	・意図的添加	

No. 30	物質名：フタル酸ジ-n-ヘキシル		
CAS No. 84-75-3			
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
管理物質	・ 全て	・ 均質材料に対し1000 ppm(0.1wt%)以上の含有	

No. 31	物質名：石綿(アスベスト)		
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	・ 全て	・ 意図的添加	即時

No. 32	物質名：一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料		
芳香族アミンは表8.2dの物質が対象			
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	・ 織物(布地、テキスタイル)/皮革製品の部品・材料 (参考分析方法は下記を参照)	・ 繊維・布材料, 皮革材料に対し30ppm (0.003wt%)を超える含有	即時
試験法(参考) アゾ化合物を分解し、アミンを抽出する方法として、下記の方法がある。 1) 繊維・布材料： EN 14362-1 : 2012 ; EN 14362-3 : 2012 (4-アミノアゾベンゼン) 2) 皮革材料： EN ISO 17234-1 : 2015 ; EN ISO 17234-2 : 2011 (4-アミノアゾベンゼン)			

表 8. 2d 芳香族アミン

CAS No.	アミン
92-67-1	4-アミノジフェニル
92-87-5	ベンジジン
95-69-2	4-クロロ-o-トルイジン ; 4-クロロ-2-メチルアニリン
91-59-8	2-ナフチルアルミン
97-56-3	o-アミノアゾトルエン
99-55-8	2-アミノ-4-ニトロトルエン ; 5-ニトロ-o-トルイジン
106-47-8	p-クロロアニリン
615-05-4	2,4-ジアミノアニソール
101-77-9	4,4'-ジアミノジフェニルメタン ; 4,4'-メチレンジアニリン
91-94-1	3,3'-ジクロロベンジジン
119-90-4	3,3'-ジメトキシベンジジン
119-93-7	3,3'-ジメチルベンジジン
838-88-0	3,3'-ジメチル-4,4'-ジアミノジフェニルメタン ; 4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン
120-71-8	p-クレジジン ; 6-メトキシ-m-トルイジン
101-14-4	4,4'-メチレン-ビス-(2-クロロアニリン)
101-80-4	4,4'-オキシジアニリン
139-65-1	4,4'-チオジアニリン ; 4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド
95-53-4	o-トルイジン
95-80-7	2,4-トルイレンジアミン ; 4-メチル-m-フェニレンジアミン
137-17-7	2,4,5-トリメチルアニリン
90-04-0	o-アニシジン
60-09-3	4-アミノアゾベンゼン

No. 33	物質名：ホルムアルデヒド		
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	・製品（スピーカ、ラック等）に組み込んで使用される、繊維板（ファイバーボード）、パーティクルボード及び合板を用いた木工製品	・詳細は以下の通り	即時
	・織物（布地、テキスタイル）	・織物材料中に対し、75ppm（0.0075wt%）を超える含有	即時
閾値レベル（放出濃度）：下記試験法のいずれかの方法による。			
1. チャンバー法： 気中濃度12m <sup>3</sup> 、1m <sup>3</sup> 又は0.0225m <sup>3</sup> の気密試験槽で0.1ppm以下（0.124mg/m <sup>3</sup> 以下）			
2. パーフォレータ法 (1) 表面処理なしのパーティクルボード100gあたり6.5mg以下（6ヵ月間の平均値）			
(2) 表面処理なしの繊維板100gあたり7.0mg以下（6ヵ月間の平均値）			
又は			
(3) 表面処理なしのパーティクルボード、繊維板100gあたり8.0mg以下（ISO12460に従い1回の測定値）			
3. デシケータ法： 平均0.5mg/1以下、最大0.7mg/1以下（N=2で平均値、最大値を確認する）			
測定法：			
1. チャンバー法： EN 717-1:2004			
2. パーフォレータ法 ISO12460:2015			
3. デシケータ法： JIS A 5905 (Fiberboards)、JIS A 5908 (Particleboards)			
上記に加え、硬質合板（HWPW）、パーティクルボード（PB）、薄型を含む中密度繊維板（MDF）は以下の基準を満たすこと。			
閾値レベル（放散値）：			
・硬質合板の放散値として0.000005%（0.05ppm）			
・パーティクルボードの放散値として0.000009%（0.09ppm）			
・中密度繊維板の放散値として0.000011%（0.11ppm）			
・薄型中密度繊維板の放散値として0.000013%（0.13%）			
試験方法：下記試験法のいずれかの方法による。			
・ASTM E1333-14			
・ASTM D6007-14			
（注）第三者認証機関が認めた場合、これらの試験法の旧版も同等と認める。			

No. 34	物質名：N-フェニルベンゼンアミンとスチレン及び2,4,4-トリメチルペンタンの反応生成物（BNST）		
CAS No. 68921-45-9の物質が対象			
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	・全て	・意図的添加	即時
適用除外	・ゴムへの添加剤（但し、タイヤの添加剤は禁止物質とする）		

No. 35	物質名：2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール（UV-320）		
別名 2-ベンゾトリアゾール-2-イル-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール、CAS No. 3846-71-7の物質が対象			
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	・全て	・意図的添加又は均質材料に対し1000ppm（0.1wt%）以上の含有	即時

No. 36	物質名：ジメチル=フマラート（DMF）		
CAS No. 624-49-7の物質が対象、別名：フマル酸ジメチル			
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	・全て	・均質材料に対し0.1ppm（0.00001wt%）以上の含有	即時

No. 37	物質名：多環芳香族炭化水素（PAH）		
CAS No. 50-32-8, 192-97-2, 56-55-3, 218-01-9, 205-99-2, 205-82-3, 207-08-9, 53-70-3の物質が対象			
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	・直接かつ長時間または反復して皮膚または口腔接触する玩具と育児製品のゴムまたはプラスチック部分	・均質材料に対し0.5ppm（0.00005wt%）以上の含有	即時
	・玩具と育児製品を除き、直接かつ長期間または反復して皮膚または口腔接触するゴムまたはプラスチック部分（例：グリップ、ハンドル等）	・均質材料に対し1ppm（0.0001wt%）以上の含有	即時

No. 38	物質名：リン酸トリス(2,3-ジブロモプロピル)(TRIS)		
CAS No. 126-72-7の物質が対象			
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	・人体の皮膚に直接、接触する可能性がある繊維製品及びその部分に使用される場合のみ適用される。	・意図的添加 ・製造工程中の付着・混入・生成の禁止	即時

No. 39	物質名：トリ(1-アジリジニル)ホスフィンオキシド(TEPA)		
CAS No. 545-55-1の物質が対象			
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	・人体の皮膚に直接、接触する可能性がある繊維製品及びその部分に使用される場合のみ適用される。	・意図的添加 ・製造工程中の付着・混入、生成の禁止	即時

No. 40	物質名：ヘキサクロロベンゼン		
CAS No. 118-74-1の物質が対象			
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	・全て	・意図的添加	即時

No. 41	物質名：赤リン		
CAS No. 7723-14-0の赤燐のみ対象			
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	・金属を除く全て	・意図的添加	即時
適用除外	・デバイス事業部関連の部品		

No. 42	EU REACH規則 認可対象候補物質 (SVHC：高懸念物質)		
表8.2fの物質が対象			
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
管理物質	・全て 但し、本基準書で規定の禁止物質を除く	・均質材料に対し1000 ppm(0.1wt%)以上の含有	

表 8. 2e EU REACH規則 認可対象候補物質 (SVHC)

	名称	CAS No
0001	アントラセン	120-12-7
0002	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-77-9
0003	フタル酸ジブチル (DBP)	84-74-2
0004	塩化コバルト	7646-79-9
0005	五酸化ニヒ素	1303-28-2
0006	三酸化ニヒ素	1327-53-3
0007	重クロム酸ナトリウム・ニ水和物	7789-12-0, 10588-01-9
0008	ムスクキシレン	81-15-2
0009	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル) (DEHP)	117-81-7
0010	ヘキサブROMシクロドデカン (HBCDD)	25637-99-4, 3194-55-6, 134237-51-7, 134237-50-6, 134237-52-8
0011	短鎖型塩化パラフィン	85535-84-8
0012	ビス(トリブチルスズ)=オキシド(TBTO)	56-35-9
0013	ヒ酸塩	7784-40-9
0014	ヒ酸トリエチル	15606-95-8
0015	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	85-68-7
0016	2,4-ジニトロトルエン	121-14-2
0017	アントラセン油	90640-80-5
0018	アントラセン油、アントラセンペースト軽留分	91995-17-4
0019	アントラセン油、アントラセンペースト、アントラセン留分	91995-15-2
0020	アントラセン油	90640-82-7
0021	アントラセン油、アントラセンペースト	90640-81-6
0022	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	84-69-5
0023	クロム酸鉛	7758-97-6
0024	硫酸モリブデン酸クロム酸鉛 (C.I. ピグメントレッド104)	12656-85-8
0025	黄鉛 (C.I. ピグメントイエロー34)	1344-37-2
0026	アクリルアミド	76-06-1
0027	リン酸トリス(2-クロロエチル)	115-96-8
0028	高温コールドタールピッチ	65996-93-2
0029	トリクロロエチレン	79-01-6
0030	ホウ酸	10043-35-3
0031	四ホウ酸ナトリウム (無水物)	12179-04-3, 1330-43-4, 1303-96-4
0032	四ホウ酸二ナトリウム	12267-73-1
0033	クロム酸ナトリウム	7775-11-3
0034	クロム酸二カリウム	7789-00-6
0035	二クロム酸アンモニウム	7789-09-5
0036	二クロム酸カリウム	7778-50-9
0037	硫酸コバルト(II)	10124-43-3
0038	硝酸コバルト(II)	10141-05-6
0039	炭酸コバルト(II)	513-79-1
0040	酢酸コバルト(II)	71-48-7
0041	2-メトキシエタノール	109-86-4
0042	2-エトキシエタノール	110-80-5
0043	三酸化クロム	1333-82-0
0044	三酸化クロムおよびそのオリゴマーから生成される酸(クロム酸、重クロム酸、クロム酸のオリゴマー)	7738-94-5, 13530-68-2
0045	酢酸2-エトキシエチル	111-15-9
0046	クロム酸ストロンチウム	7789-06-2
0047	1,2-ベンゼンジカルボン酸、炭素数7~11の分岐および直鎖アルキルエステル類	68515-42-4
0048	ヒドラジン-水和物、無水ヒドラジン	7803-57-8, 302-01-2
0049	1-メチル-2-ピロリドン、n-メチル-2-ピロリドン	872-50-4
0050	1,2,3-トリクロロプロパン	96-18-4

表 8. 2e EU REACH規則 認可対象候補物質 (SVHC)

	名称	CAS No
0051	1,2-ベンゼンジカルボン酸、炭素数7の側鎖炭化水素を主成分とする炭素数6~8のフタル酸エステル類	71888-89-6
0052	トリス(クロメート) ニクロム、クロム酸/クロム(III)	24613-89-6
0053	ヒドロキシオクタオキソニ亜鉛酸ニクロム酸カリウム	11103-86-9
0054	クロム酸八水酸化五亜鉛	49663-84-5
0055	ホルムアルデヒド、アニリンによるオリゴマー反応生成物	25214-70-4
0056	フタル酸ビス(2-メトキシエチル)	117-82-8
0057	2-メトキシアニリン ; o-アニシジン	90-04-0
0058	4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル) フェノール、4-tert-オクチルフェノール	140-66-9
0059	1,2-ジクロロエタン	107-06-2
0060	ジエチレングリコールジメチルエーテル、ビス(2-メトキシエチル) エーテル	111-96-6
0061	ヒ酸	7778-39-4
0062	ヒ酸カルシウム	7778-44-1
0063	ヒ酸鉛	3687-31-8
0064	N,N-ジメチルアセトアミド	127-19-5
0065	2,2'-ジクロロ4,4'-メチレンジアニリン	101-14-4
0066	フェノールフタレイン	77-09-8
0067	アジ化鉛、ジアジド鉛(II)	13424-46-9
0068	スチフェニン酸鉛、トリシネート、鉛(II) 2,4,6-トリニトロベンゼン-1,3-ジオラート	15245-44-0
0069	ニピクリン酸鉛、ビスピクリン酸鉛(II)、鉛(II) ビス(2,4,6-トリニトロベンゼン1-オラート)	6477-64-1
0070	アルミノケイ酸塩耐火性セラミック繊維	-
0071	ジルコニアアルミノケイ酸塩耐火性セラミック繊維	-
0072	トリエチレングリコールジメチルエーテル、1,2-ビス(2-メトキシエトキシ)エタン、トリグリム	112-49-2
0073	1,2-ジメトキシエタン ; エチレングリコールジメチルエーテル、ジメチルセロソルブ	110-71-4
0074	三酸化ニホウ素、酸化ホウ素、無水ホウ素	1303-86-2
0075	ホルムアミド	75-12-7
0076	メタンスルホン酸鉛(II)	17570-76-2
0077	TGIC、イソシアヌル酸1,3,5-トリグリシジル、トリグリシルイソシアヌラート	2451-62-9
0078	β-TGIC、1,3,5-トリス-[ (2Sおよび2R)-2,3-エポキシプロピル]-1,3,5-トリアジン-2,4,6-(1H,3H,5H)-トリオン	59653-74-6
0079	4,4'-ビス(ジメチルアミノ)ベンゾフェノン(ミヒラーケトン)	90-94-8
0080	N,N,N',N'-テトラメチル-4,4'-メチレンジアニリン、4,4'-メチレンビス(N,N'-ジメチルアニリン)、ビス[4-(ジメ	101-61-1
0081	[4-[4,4'-ビス(ジメチルアミノ)ベンズヒドリリデン]シクロヘキサ-2,5-ジエン-1-イリデン]ジメチルアンモニウムクロリド(C.I. ベーシックバイオレット3)、塩化メチルローザニリン	548-62-9
0082	[4-[4-アミノ-1-ナフチル][4-(ジメチルアミノ)フェニル]メチレン]シクロヘキサ-2,5-ジエン-1-イリデン]ジメチルアンモニウムクロリド(C.I. ベーシックブルー-26)	2580-56-5
0083	α,α'-ビス[4-(ジメチルアミノ)フェニル]-4-(フェニルアミノ)-1-ナフタレンメタノール(C.I. ソルベントブルー-4)	6786-83-0
0084	ビス(4-ジメチルアミノフェニル)(4-メチルアミノフェニル)メタノール、C.I. ソルベントバイオレット8	561-41-1
0085	デカプロモジフェニルエーテル(デカBDE)	1163-19-5
0086	ペンタコサフルオロトリデカン酸、パーフルオロトリデカン酸、ペルフルオロトリデカン酸	72629-94-8
0087	トリコサフルオロドデカン酸、パーフルオロドデカン酸、ペルフルオロドデカン酸	307-55-1
0088	ヘニコサフルオロウンデカン酸、パーフルオロウンデカン酸、ペルフルオロウンデカン酸	2058-94-8
0089	ヘプタコサフルオロテトラデカン酸、パーフルオロテトラデカン酸、ペルフルオロテトラデカン酸	376-06-7
0090	4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール、エトキシレート-well-defined物質(組成等が分かっている物質)およびUVCB物質、	-
0091	4-ノニルフェノール、分岐および直鎖-フェノールの4の位置で炭素数9の直鎖および/または分岐したアルキル鎖が共有結合している物質、	-
0092	アゾジカルボンアミド、アゾビスホルムアミド、ジアゼン-1,2-ビスカルボアミド	123-77-3
0093	シクロヘキサン-1,2-ジカルボン酸無水物(ヘキサヒドロフタル酸無水物-HHPA)	85-42-7
0094	メチルヘキサヒドロフタル酸無水物、ヘキサヒドロ-4-メチルフタル酸無水物、ヘキサヒドロ-1-メチルフタル酸無水物、ヘキサヒドロ-3-メチルフタル酸無水物	25550-51-0, 19438-60-9, 48122-14-1, 57110-29-9

表8. 2e EU REACH規則 認可対象候補物質 (SVHC)

	名称	CAS No
0095	メトキシ酢酸	625-45-6
0096	1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジペンチルエステル、分岐および直鎖	84777-06-0
0097	フタル酸ジイソペンチル、フタル酸ジイソアミル(DIPP)	605-50-5
0098	フタル酸n-ペンチル-イソペンチル、n-ペンチル-イソペンチルフタレート	-
0099	1,2-ジエトキシエタン、ジエチルグリコール、ジエチルセロソルブ	629-14-1
0100	N,N-ジメチルホルムアミド、ジメチルホルムアミド	68-12-2
0101	ジブチルスズジクロリド、ジクロロジブチルスズ(DBT)	683-18-1
0102	塩基性酢酸鉛	51404-69-4
0103	塩基性炭酸鉛、炭酸水酸化鉛、亜炭酸鉛、(ビス(炭酸)ニ水酸化三鉛)	1319-46-6
0104	オキシ硫酸鉛(塩基性硫酸鉛)	12036-76-9
0105	フタル酸ジオキソ三鉛(二塩基性フタル酸鉛)	69011-06-9
0106	ジオキソビス(ステアリン酸)三鉛、ジオキソニステアリン酸三鉛	12578-12-0
0107	脂肪酸鉛塩(炭素数16~18)	91031-62-8
0108	ビステトラフルオロホウ酸鉛、ホウフッ化鉛	13814-96-5
0109	シアナミド鉛	20837-86-9
0110	二硝酸鉛、硝酸鉛(II)	10099-74-8
0111	酸化鉛(II)(一酸化鉛)	1317-36-8
0112	四酸化鉛(オレンジレッド)	1314-41-6
0113	三酸化チタン鉛、チタン酸鉛	12060-00-3
0114	チタン酸ジルコニウム酸鉛、ジルコニウム酸チタン酸鉛	12626-81-2
0115	四塩基性硫酸鉛	12065-90-6
0116	C. I. ピグメントイエロー41	8012-00-8
0117	ケイ酸バリウム(鉛をドーブ)	68784-75-8
0118	ケイ酸鉛、塩基性ケイ酸塩	11120-22-2
0119	塩基性亜硫酸鉛	62229-08-7
0120	四エチル鉛、テトラエチル鉛	78-00-2
0121	三塩基性硫酸鉛	12202-17-4
0122	二塩基性リン酸鉛、二塩基性亜リン酸鉛	12141-20-7
0123	フラン	110-00-9
0124	プロピレンオキッド、酸化プロピレン; 1,2-エポキシプロパン; メチルオキシラン	75-56-9
0125	硫酸ジエチル	64-67-5
0126	硫酸ジメチル	77-78-1
0127	3-エチル-2-イソペンチル-2-メチル-1,3-オキサゾリジン	143860-04-2
0128	ジノセブ	88-85-7
0129	4,4'-メチレンジ- <i>o</i> -トルイジン、4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン	838-88-0
0130	4,4'-オキシジアニリンおよびその塩、4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	101-80-4
0131	4-アミノアゾベンゼン; 4-フェニルアゾアニリン	60-09-3
0132	4-メチル- <i>m</i> -フェニレンジアミン(2,4-トルエン-ジアミン)	95-80-7
0133	6-メトキシ- <i>m</i> -トルイジン、2-メトキシ-5-メチルアニリン( <i>p</i> -クレシジン)	120-71-8
0134	ビフェニル-4-イルアミン	92-67-1
0135	<i>o</i> -アミノアゾトルエン、2-アミノアゾトルエン	97-56-3
0136	<i>o</i> -トルイジン、 <i>o</i> -メチルアニリン; 2-アミノトルエン	95-53-4
0137	N-メチルアセトアミド、メチルアセチルアミン	79-16-3
0138	1-ブロモプロパン、臭化n-プロピル; n-プロピルブロマイド、n-プロピルプロミド	106-94-5
0139	カドミウム	7440-43-9
0140	酸化カドミウム	1306-19-0
0141	フタル酸ジペンチル、フタル酸ジアミル(DPP)	131-18-0
0142	4-ノニルフェニール、分岐および直鎖のエトキシレート[フェノールの4の位置で炭素数9の直鎖および/または分岐したアルキル鎖が共有結合している物質、UVCB物質およびwell-defined物質(組成等が分かっている物質)、ポリマーおよび同族体の個々の異性体やその組合せのどれでもを含んでエトキシ化されたものを含む]	-
0143	ペンタデカフルオロオクタノ酸アンモニウム、ペフルフルオロオクタノ酸アンモニウム、パーフルフルオロオクタノ酸アンモニウム(APFO)	3825-26-1
0144	ペンタデカフルオロオクタノ酸、ペフルフルオロオクタノ酸、パーフルフルオロオクタノ酸(PFOA)	335-67-1
0145	硫化カドミウム、硫化カドミウム(II)、カドミウムスルフィド	1306-23-6
0146	フタル酸ジヘキシル、ジヘキシルフタレート、フタル酸ジ-n-ヘキシル	84-75-3
0147	3,3'-[[1,1-ビフェニル]-4,4'-ジイルビス(アゾ)]ビス(4-アミノナフトレン-1-スルホネート)二ナトリウム、コンゴレッド(C. I. ダイレクトレッド28)	573-58-0
0148	4-アミノ-3'-[[4-[(2,4-ジアミノフェニル)アゾ]-[1,1-ビフェニル]-4-イル]アゾ]-5-ヒドロキシ-6-(フェニルアゾ)ナフトレン-2,7-ジスルホネート二ナトリウム、クロラゾールブラックE(C. I. ダイレクトブラック38)	1937-37-7
0149	イミダゾリジン-2-チオン、2-イミダゾリジンチオン、N,N-エチレンチオ尿素; 2-イミダゾリン-2-チオール	96-45-7
0150	酢酸鉛(II)、ビス酢酸鉛(II)、二酢酸鉛(II)	301-04-2
0151	リン酸トリキシレニル、トリ(ジメチルフェニル)ホスフェート、リン酸トリス(ジメチルフェニル)	25155-23-1
0152	ビス[アルキル(C=6)]=フタレート、フタル酸ジイソヘキシル(DIHP)	68515-50-4

表8. 2e EU REACH規則 認可対象候補物質 (SVHC)

	名称	CAS No
0153	塩化カドミウム (II)	10108-64-2
0154	過ホウ酸ナトリウム及びその塩	15120-21-5, 11138-47-9
0155	ペルオキシホウ酸ナトリウム	7632-04-4
0156	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール (UV-328)	25973-55-1
0157	2-ベンゾトリアゾール-2-イル-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール (UV-320)	3846-71-7
0158	10-エチル-4,4'-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナンテトラデカン酸2-エチルヘキシル (DOTE)	15571-58-1
0159	フッ化カドミウム、カドミウムジフルオリド	7790-79-6
0160	硫酸カドミウム (II)、硫酸カドミウム (II) 無水物・水和物	10124-36-4, 31119-53-6
0161	10-エチル-4,4'-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナンテトラデカン酸2-エチルヘキシルと10-エチル-4-[[2-[(2-(エチルヘキシル)オキシ)-2-オキソエチル]チオ]-4-オクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタナンテトラデカン酸2-エチルヘキシルの反応生成物 (DOTEとMOTEの反応生成物)	-
0162	1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジ-C6~10-アルキルエステル; 1,2-ベンゼンジカルボン酸、デシル・ヘキシル・オクチルジエステルと0.3%以上のフタル酸ジヘキシル (EC No. 201-559-5) との混合物	68515-51-5, 68648-93-1
0163	5-sec-ブチル-2- (2,4-ジメチルシクロヘキサ-3-エン-1-イル) -5-メチル-1,3-ジオキサン[1]、5-sec-ブチル-2- (4,6-ジメチルシクロヘキサ-3-エン-1-イル) -5-メチル-1,3-ジオキサン[2] ([1]と[2]の個々の異性体、またはその組合せも含む)	-
0164	1,3-プロパンスルホン	1120-71-4
0165	2,4-ジ-tert-ブチル-6-(5-クロロベンゾトリアゾール-2-イル)フェノール (UV-327)	3864-99-1
0166	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4-(tert-ブチル)-6-(sec-ブチル)フェノール (UV-350)	36437-37-3
0167	ニトロベンゼン	98-95-3
0168	パーフルオロノナン-1-酸 (2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,9-ヘプタデカフルオロノナン酸、その塩とアンモニウム塩)	375-95-1, 21049-39-8, 4149-60-4
0169	ベンゾ[def]クリセン (ベンゾ[a]ピレン)	50-32-8
0170	4,4'-イソプロピリデンジフェノール (ビスフェノールA)、BPA、2,2-ビス(p-ヒドロキシフェニル)プロパン	80-05-7
0171	4-ヘプチルフェノール、分岐および直鎖[フェノールの4の位置で炭素数7の直鎖および/または分岐したアルキル鎖が共有結合している物質、個々の異性体やその組合せのどれでもを含んだUVCB物質およびwell-defined物質 (組成等が分かっている物質) を含む]	-
0172	ノナデカフルオロデカン酸 (PFDA) およびそのナトリウムとアンモニウム塩、(ノナデカフルオロデカン酸アンモニウム、ノナデカフルオロデカン酸、ノナデカフルオロデカン酸ナトリウム)	3108-42-7, 335-76-2, 3830-45-3
0173	p-(1,1-ジメチルプロピル)フェノール、4-tert-アミルフェノールなど	80-46-6
0174	トリデカフルオロ-1-ヘキサンスルホン酸、ペルフルオロヘキサンスルホン酸、パーフルオロヘキサンスルホン酸	355-46-4
0175	クリセン、ベンゾ[a]フェナントレン	218-01-9
0176	ベンゾ[a]アントラセン	-
0177	硝酸カドミウム	10325-94-7 10022-68-1 (四水和)
0178	水酸化カドミウム	56-55-3
0179	炭酸カドミウム	513-78-0
0180	デクロランプラス(TM) (個々のanti-およびsyn-の異性体、またはその組合せを含む)	13560-89-9 135821-74-8 135821-03-3
0181	1,3,4-チアジアゾリジン-2,5-ジチオン、ホルムアルデヒド、4-ヘプチルフェノール、分岐および直鎖 (RP-HP) [0.1wt%以上の4-ヘプチルフェノール、分岐および直鎖] の反応性生物	-

9. 包装部品・材料に関する事項

(1) 包装部品・材料の定義

生産者から使用者または消費者へ、原材料から加工品に至る物品「入れる」「保護する」「取り扱う」「配送する」「授与する」のために使用される、あらゆる種類のあらゆる材料及び部品からできた製品を指す。

(注)「輸送業者又は納入業者の管理下において、当社内、又はエンドユーザーから排出されることなく、回収・再使用される通函等の包装を除く」

表9. 1 包装部品・材料に関する追加事項

物質名：重金属（カドミウム，鉛，六価クロム，水銀）			
第8項(表8.2)の規定に加えて、法の規定に基づき以下の条件を満たす			
	対象	基準/閾値レベル	納入禁止時期
禁止物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての包装部品・材料</li> <li>(表9.1aに具体例を記載)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>包装を構成する各部材，インキ，塗料に対し、合計100ppm以上の重金属（水銀，カドミウム，六価クロム，鉛）の含有</li> </ul>	即時
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸送業者又は部品納入業者が所有する通函</li> </ul>		
包装部品・材料については以下の測定基準に従って測定すること			
<p>1. 六価クロムについては、まず総クロム量として分析し、4元素合計で100ppm未満であることを確認する。この場合、カドミウムや鉛と同時の前処理でも構わない。</p> <p>2. もし、4元素合計100ppm以上の場合は、まずカドミウム，鉛，水銀の含有量の合計が100ppm未満であることを確認する。カドミウム，鉛，水銀の含有量の合計が100ppm未満の場合は、更に、六価クロムの検出判定を行い、最終的に、六価クロムが検出されないことを確認する。</p> <p>測定基準：</p> <p>1. 前処理</p> <p>カドミウム，鉛については、プラスチック中のカドミウム(*1)，鉛(*2)の方法に準ずる。                      総クロムについては、プラスチック中のカドミウム(*1)の方法に準ずる。                      水銀については、主に下記の方法が挙げられる。</p> <p>(1) 密閉系酸分解法(例えば、マイクロウェーブ分解法)(例えばIEC 62321-5:2013, EPA 3052:1996)</p> <p>(2) 加熱気化-冷原子吸光法</p> <p>(3) 還流冷却器付き分解フラスコ(ケルダール法)を用いた、硫酸，硝酸での湿式分解法</p> <p>(注) いずれの方法においても、水銀が揮散しないよう注意を払うこと。又、沈殿物が生じた場合は、何らかの方法で溶解して溶液化することが必要である。</p> <p>2. 測定法</p> <p>カドミウム，鉛，総クロムについては、プラスチック中のカドミウム(*1)，鉛(*2)の方法に準ずる。                      水銀については、プラスチック中のカドミウム(*1)，鉛(*2)の方法と同様であるが、予め低濃度の混入が予想される場合、還元気化原子吸光法、あるいは水素化物発生装置付きICP-OES(ICP-AES)，ICP-MSによる分析が適当と考えられる。</p>			
<p>六価クロムの検出判定</p> <p>(包装部品・材料について、カドミウム，鉛，水銀，総クロムの4元素合計が100ppm以上になった場合の確認方法)</p> <p>検出方法：</p> <p>1. 前処理</p> <p>溶出法 [沸騰水抽出法、アルカリ抽出法(例えば IEC 62321 7-2 : 2017 , EPA 3060A)]</p> <p>2. 測定法</p> <p>紫外-可視吸光度法(例えば IEC 62321 7-2 : 2017 , EPA 7196A)</p> <p>この測定基準において、前処理と測定法の組み合わせにより、定量下限が単独で水銀5ppm未満，カドミウム5ppm未満，総クロム5ppm未満，鉛30ppm未満であることをそれぞれ保証できるものであれば、良いものとする。</p>			

(\*1)表8.2「環境管理物質についての主な対象と納入禁止時期」、「物質名：カドミウム及びカドミウム化合物」、  
「測定基準」を参照のこと。

(\*2)表8.2「環境管理物質についての主な対象と納入禁止時期」、「物質名：鉛及び鉛化合物」、「測定基準」を参照のこと。

表9. 1 a 包装部品・材料の識別の具体例

(注) 全ての包装部品・材料を網羅しているわけではない。

CONSUMER & BUSINESS PRODUCTS (USED IN OUR PRODUCTS FOR TRANSPORTATION)		
PACKAGING		
1	カートン(箱)	あらゆる材料でできた個装, サブマスターカートン, マスターカートン
2	緩衝材	
3	保護袋(シート)	発泡プラスチック又は不織布等
4	ポリ袋	
5	封筒	保証書用封筒等
6	ブリスタパック	
7	フィルム	液晶ディスプレイの表面等に貼る保護フィルムを含む
8	クラムシェル	
9	仕切り/スパーサ	
10	印刷インキ	包装部品の印刷に用いるもの
11	粘着テープ	カートンやポリ袋の封緘、又可動部の保護・固定に用いるもの
12	ステーブル	
13	ラベル	バーコードラベルのように当社の管理下で包装部品に貼られるもの
14	ジョイント	カートンジョイント等
15	バンド	PPバンド等
16	吊り下げタブ	
17	把手	把手及びその構成部品
18	枠	木枠等
19	シュリンクフィルム	
20	ボトル	
21	スリーブ	
22	化粧箱	万年筆や化粧品の化粧箱に該当するもの
23	スキッド	
24	スピンドルケース	

NOT PACKAGING		
1	ケース/袋	CD, DVD, Blu-rayディスク, MD, テープ, MO デバイス等の保管に使用されるケース, 袋
2	インデックスカード/ラベル	CDや他の記録メディアに付属するインデックスカード, ラベル等、これらは製品の一部とみなす
3	キャリングケース/ポーチ	ヘッドホン, カメラ, WALKMAN®等に付属するもの等、これらは製品の一部とみなす
4	ラベル	包装部品・材料以外に貼られたもの
5	ラベル	カーゴラベルやインボイス等第3者によって貼られたもの

DEVICES, SEMICONDUCTORS & OTHER COMPONENTS (USED IN OUR PRODUCTS)		
PACKAGING		
1	マガジンスティック	IC等の輸送に用いられるもの
2	ストッパ	
3	トレイ	
4	リール	

LOGISTICS (USED IN OUR PRODUCTS)		
PACKAGING		
1	パレット	スリップシートを含む木製, プラスチック製, 紙製等でできたOne-Way仕様のもの
2	木箱	
3	ストレッチフィルム	荷崩れ防止用等
4	木製コンテナ	
5	追包装に用いるもの	部品の発送用の追包装に用いるカートン, 緩衝材, 粘着テープ等
6	バンド/紐	PPバンド等
NOT PACKAGING		
1	船舶及び航空コンテナ	船舶輸送用40フィートコンテナ, 航空コンテナ等

## 【資料：物質と各国・地域の主な法規制例】

この「平河ヒューテック(株)化学物質管理基準書」において明示的に規定されていない物質、あるいはその用途であっても各国又は地域の法令により使用が禁止されているものについては、それらの法令に従わなければならない。下表に物質と各国・地域の主な法規制例を示す。

物質名	法規制 (例)
1. カドミウム及びカドミウム化合物	・ E U ・ R E A C H 規則 (EC) No1907/2006 Annex XVII
	・ E U ・ R o H S 指令 (2011/65/EU)
	・ E U ・ 電池指令 (2006/66/EC)
	・ 韓国・品質経営及び工産品安全管理法
	・ 韓国・電気用品安全管理法
	・ 韓国・電気電子製品及び自動車の資源循環に関する法律
	・ デンマーク・指令No. 1199
2. 鉛及び鉛化合物	・ E U ・ R o H S 指令 (2011/65/EU)
	・ E U ・ 電池指令 (2006/66/EC)
	・ アルゼンチン・ポータブル電気エネルギー法律 26, 184号及び決議 14/2007
	・ ブラジル・電池規則 Resolution No. 401
	・ 韓国・品質経営及び工産品安全管理法
	・ 韓国・電気電子製品及び自動車の資源循環に関する法律
	・ デンマーク・指令No. 1012
3. 水銀及び水銀化合物	・ E U ・ R o H S 指令 (2011/65/EU)
	・ E U ・ 電池指令 (2006/66/EC)
	・ 中国・電池製品水銀含有量の制限に関する規定
	・ 中国・輸出入電池製品水銀含有量検査に関する監督管理規則
	・ アメリカ合衆国・ルイジアナ州・水銀リスク低減法
	・ 韓国・電気電子製品及び自動車の資源循環に関する法律
4. 六価クロム化合物	・ E U ・ R o H S 指令 (2011/65/EU)
	・ 韓国・電気電子製品及び自動車の資源循環に関する法律
5. ポリブロモビフェニル (PBB)	・ E U ・ R E A C H 規則 (EC) No1907/2006 Annex XVII
	・ E U ・ R o H S 指令 (2011/65/EU)
	・ 韓国・電気電子製品及び自動車の資源循環に関する法律
6. ポリブロモジフェニルエーテル (PBDE)	・ E U ・ R E A C H 規則 (EC) No1907/2006 Annex XVII
	・ E U ・ R o H S 指令 (2011/65/EU)
	・ 韓国・電気電子製品及び自動車の資源循環に関する法律
7. ヘキサブプロモシクロデカン (HBCDD)	・ E U ・ R E A C H 規則 (EC) No1907/2006
8. ポリ塩化ビフェニル (PCB)	・ 日本・化学物質審査規制法 第1種特定化学物質
	・ P C B 商用製造/処理/流通・使用禁止規則(40CFR 761)
9. ポリ塩化ナフタレン (PCN)	・ 日本・化学物質審査規制法 第1種特定化学物質
10. ポリ塩化ターフェニル (PCT)	・ E U ・ R E A C H 規則 (EC) No1907/2006 Annex XVII
11. 短鎖型塩素化パラフィン (SCCP)	・ ノルウェー・特定有害化学物質の使用等に関する規制
	・ E U ・ P O P s 規則 (EC) No850/2004
12. リン酸トリス2-クロロエチル (TCEP) リン酸トリス (1-メチル-2-クロロエチル) (TCPP) リン酸トリス (1,3-ジクロロ-2-プロピル) (TDCPP)	・ E U ・ R E A C H 規則 (EC) No1907/2006
	・ アメリカ合衆国・バーモント州・Act85
13. ハイドロフルオロカーボン (HFC) パーフルオロカーボン (PFC) 六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	・ E U ・ E U 規制 (EC) No842/2006
	・ デンマーク・指令No. 552
	・ スイス・化学品リスク軽減政令 (ORRChem)
14. オゾン層破壊物質 (ODS)	・ E U ・ E U 規則 (EC) No2037/2000
	・ 日本・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律
	・ アメリカ合衆国・大気浄化法 (1990年改正)
	・ インドネシア・Regulation of the Minister of Industry of the Republic of Indonesia No. 33/M-IND/PER/4/2007 dated April 17, 2007
15. ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC)	・ E U ・ E U 規制 (EC) No1005/2009
16. パーフルオロオクタンスルホン酸 (塩を含む) (PFOS)	・ E U ・ R E A C H 規則 (EC) No1907/2006 Annex XVII

物質名	法規制 (例)
17. パーフルオロオクタン酸(PFOA), その塩及びそのエステル	・ノルウェー・Product Regulations
18. 三置換有機スズ化合物 (トリブチルスズ (TBT)化合物, トリフェニルスズ(TPT) 化合物含む)	・EU・REACH規則 (EC) No1907/2006 Annex XVII ・日本・化学物質審査規制法 第1種/第2種特定化学物質
19. ジブチルスズ(DBT)化合物	・EU・REACH規則 (EC) No1907/2006 Annex XVII
20. ジオクチルスズ(DOT)化合物	・EU・REACH規則 (EC) No1907/2006 Annex XVII
21. 酸化ベリリウム	・EU・WEEE指令 (2002/96/EC) 及びEU・EU指令 (1999/45/EC)
22. 塩化コバルト	・EU・REACH規則 (EC) No1907/2006 Annex XVII
23. 三酸化二ヒ素, 五酸化二ヒ素	・EU・REACH規則 (EC) No1907/2006
24. フタル酸ビス(2-エチルヘキシン), フタル酸ジブチル, フタル酸ブチル ベンジル, フタル酸ジイソブチル	・EU・REACH規則 (EC) No1907/2006
25. 石綿(アスベスト)	・日本・労働安全衛生法 ・ドイツ・化学品禁止規則 (ChemVerbotsV)
26. 特定アゾ化合物	・EU・REACH規則 (EC) No1907/2006 Annex XVII
27. ホルムアルデヒド	・ドイツ・化学品禁止規則 (ChemVerbotsV) ・デンマーク・指令No. 289
28. N-フェニルベンゼンアミンとスチレン 及び2, 4, 4-トリメチルペンテンの反応 生成物(BNST)	・カナダ・特定有害物質禁止規則
29. 2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル) -4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール(UV-320)	・日本・化学物質審査規制法 第1種特定化学物質
30. フマル酸ジメチル(DMF)	・EU・REACH規則 (EC) No1907/2006
31. 多環芳香族炭化水素(PAHs)	・EU・REACH規則 (EC) No1907/2006 Annex XVII
32. 重金属(鉛, カドミウム, 水銀, 六価クロム)	・EU・包装及び包装廃棄物に関する指令 (94/62/EC) ・アメリカ合衆国・ニューヨーク州等 16州・包装材重金属規制

※2018年1月現在、確認した内容です。法規制の内容は変更される場合があるため、詳細の確認はそれぞれの法規制の最新版を確認すること。

## 改訂履歴

制定 2002年05月29日

改訂 2003年02月12日 Ver. 2-0

- ①表-1のカドミウム及びカドミウム化合物脚注にカドミウム及び鉛の許容濃度を追加。
- ②表-1 塩素化パラフィン類に脚注を追加
- ③表-2を削除、以降の表の番号を繰り上げ
- ④表-2に4-アミノアゾベンゼンを追加
- ⑤表-4「削減物質についての主な用途と全廃目標期限」の内容の変更
- ⑥鉛及び包装材料に含まれる4重金属の分析方法と、許容濃度を追加
- ⑦「環境関連物質 (Cd) 含有率測定結果表」に/Pbを追加した

2003年09月17日 Ver. 2-1

- ①全廃目標期限を当社製品の出荷時期に変更し、外部露出部分のプラスチックの鉛全廃時期を2004年2月末とした。又、鉛とPVCは条件として、「法律遵守の範囲内で、得意先要求のあるものはこの限りでない」ことを追加した。

改訂 2004年09月01日 Ver. 2-2

全面見直し

- ①禁止物質及び期限付き禁止物質の見直し
- ②製品への含有及び生産工程で使用されている調査対象物質と調査方法
- ③製品に含まれる物質に関する保証書
- ④蛍光X線分析装置による測定管理について追加

改訂 2005年09月01日 Ver. 2-3

一部見直し

- ①不純物に対しての期限及び許容値と用途及び対象を追記
- ②測定における前処理及び測定方法の追記
- ③管理方法の変更（全社から品環室へ）

改訂 2006年03月01日 Ver. 2-4

- ①タイトルの変更

2007年03月06日 Ver. 2-4

- ①「化学物質管理規程」の「附則」とする

改訂 2008年04月24日 Ver. 3.0

- ①環境管理物質等の全面見直し

改訂 2009年06月01日 Ver. 4.0

- ①2条：「1. 目的」

平河ヒューテック株式会社から、当該基準書は海外事業所にも適用されることから、一行目の「・・・は、平河ヒューテック株式会社・・・」という表現から「・・・平河ヒューテックグループ・・・」という表現に変更

- ②2条：「3. 管理基準の範囲」

「調達品の環境負荷物質調査」へ「J AMP」を追記

- ③2条：「5. 調達品における環境負荷物質調査と範囲」

・「(1) プラスチック等の成型用樹脂、及び銅線等の金属類」を追加挿入

・「(10) 電池」を追加挿入

- ④3条：「表8. 1 環境管理物質名一覧」に塩化コバルトを追加

- ⑤4条及び6条：「測定基準」

・「1. 前処理(1)に (例えば IEC 62321:2008)」を追記

・「2. 測定法(3)に ; 例えば IEC 62321:2008」を追記

- ⑥6条：「水銀及び水銀化合物」

表記を見直し、適用除外項目以外の全ての用途が禁止物質であることを明確にした。

「適用除外：小型・・・に (液晶バックライト用等)」を追記

- ⑦12条：「パーフルオロオクタンスルホン酸(塩を含む) (PFOS)」

「管理物質：禁止物質、適用除外項目以外の全ての用途 2010年4月1から」を追記

- ⑧12条：「塩化コバルト」を追記

- ⑨15条：【資料：物質と各国・地域の主な法規制例】を追加挿入

## 改訂履歴

改訂 2010年 1月 5日 Ver. 5.0

- ①3号：「表8. 1 環境管理物質名一覧」にフマル酸ジメチル追加
- ②12号：No. 23：フマル酸ジメチルの物質追加

改訂 2010年 5月 14日 Ver. 6.0

①下記物質を新規物質として追加した

\*ジブチルスズ化合物

- ・3号：「表8. 1 環境管理物質名一覧 (1/2)」に登録
- ・8号にNo. 12として登録
- ・16号の12に登録

\*ジオクチルスズ化合物

- ・3号：「表8. 1 環境管理物質名一覧 (1/2)」に登録
- ・8号にNo. 13として登録
- ・16号の13に登録

②トリブチルスズ化合物 (TBT) とトリフェニルスズ化合物 (TPT) を「三置換有機スズ化合物 {トリブチルスズ化合物(TBT)化合物, トリフェニルスズ化合物 (TPT) } を含む」とし対象を拡大

\*3号：「表8. 1 環境管理物質名一覧 (1/2)」の名称変更

\*8号：No. 11の名称を変更し、「金属スズ, スズ合金, スズメッキ, スズの無機化合物は該当しません」を追記

\*16号の11の名称変更

③下記を「適用除外」から「削減物質」に変更

\*5号：カドミウムの光学ガラス

\*6号：鉛の適用除外項目に記載されている以外の用途に使用されるガラス

\*6号：鉛のマイクロプロセッサの端子とパッケージの接合に使用されるはんだで、2種類を超える元素からなり、鉛の含有率が80wt%を超え、85wt%未満のもの

\*6号：鉛の125V AC あるいは250V DC より低い定格電圧のコンデンサの誘電体セラミック

\*7号：水銀の冷陰極管 (CCFL) 及び外部電極蛍光管 (EEFL) : 長さが500mm以下のもの：一本当たりの含有量が3.5mg以上、5mg未満のもの

④6号：鉛の適用除外に、EU指令 69/493/EEC 付属書I (カテゴリー1、2、3及び4) で定義されるクリスタルガラスを追加

⑤7号：水銀の「適用除外」の内容を変更

⑥10号：特定アゾ化合物に、「REACH規則 (EC) No1907/2006・付属書XVIIで引用される試験方法に基づいて分解し、表8. 2bのアミンが発生するアゾ化合物と表8. 2bのアミン」を変更追記

⑦11号：ポリ塩化ビニル (PVC) の管理物質としていた「車載機器取付け用吸着盤」を禁止物質とした

⑧12号：酸化ベリリウムの管理物質「特殊用途で代替がないもの」を廃止して、「全ての用途」を禁止物質とした

⑨13号：パーフルオロオクタンスルホン酸の「管理物質」を削除し、「禁止物質」の内容を「適用除外を除く」に変更し、下記の用途を適用除外項目とした

・業務用写真フィルム

・半導体用レジスト

⑩16号：【資料：物質と各国・地域の法規制例】の一覧を見直した

⑪改訂履歴の変更内容に番号を付けた

改訂 2011年 5月 11日 Ver. 7.0

①SS-00259改訂に伴い

\*3号「表8.1 環境管理物質名一覧」から19号「資料：物質と各国・地域の主な法令規制」まで見直した。

②得意先要求事項により見直し追加

\*リン酸トリス(2,3-ジブプロモプロピル) (TRIS)

- ・3号の「表8. 1 環境管理物質名一覧 (1/2)」に登録
- ・9号のNo. 9に登録

\*トリ(1-アジリジニル)ホスフィンオキシド(TEPA)

- ・4号の「表8. 1 環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録
- ・15号のNo. 33に登録

\*ビスフェノールA

- ・4号の「表8. 1 環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録
- ・15号のNo. 34に登録

\*SF6

- ・14号の「表8. 2 c オゾン層破壊物質詳細リスト」に登録

## 改訂履歴

## 改訂

2011年 8月 19日 Ver. 7.1

①SS-00259(第10版)記載の補足・修正により、No. 16: ジブチルスズ(DBT)化合物の一覧表の変更

- \*10<sup>号</sup>: No. 16: 「対象」の「プラスチックへの添加剤等全ての用途」については、2011年7月1日を以て「削減物質」から「禁止物質」に変更
- \*10<sup>号</sup>: No. 16: 「禁止物質: 基準/閾値レベル」の「材料中のスズ元素に対し1000ppm(0.1wt%)を超える含有」を「材料に対し1000ppm(0.1wt%)を超えるスズ元素の含有(材料に対しスズ換算で1000ppmを超える含有)」に変更
- \*10<sup>号</sup>: No. 16: 「削減物質: 対象」の「一液型及び二液型室温硬化型(RTV-1及びRTV-2)シーラント」を「液型室温硬化型(RTV-1)シーラント、及び二液型室温硬化型(RTV-2)シーラント」に変更
- \*10<sup>号</sup>: No. 16: 「削減物質: 対象」の「一液型及び二液型室温硬化型(RTV-1及びRTV-2)接着剤」を「一液型室温硬化型接着剤、及び二液型室温硬化型接着剤」に変更
- \*10<sup>号</sup>: No. 16: 「削減物質: 対象」の「軟質PVCそれ自体が、もしくは、硬質PVCと同時に押出成形された軟質PVC異型材への添加剤」を「軟質PVC異型材(profile)への添加剤、及び硬質PVCと同時に押出成形された軟質PVC異型材(profile)への添加剤」に変更
- \*10<sup>号</sup>: No. 16: 「削減物質: 基準/閾値レベル」の「材料中のスズ元素に対し1000ppm(0.1wt%)を超える含有」を「材料に対し1000ppm(0.1wt%)を超えるスズ元素の含有(材料に対しスズ換算で1000ppm)」に変更

## 改訂

2012年 5月 28日 Ver. 8.0

①SS-00259(第11版)改訂に伴う見直し

- \*3<sup>号</sup>: 「表8.1 環境管理物質名一覧」をSS-00259に準拠させた。  
フタル酸化合物に炭素数7を主成分とする炭素数6~8の分岐アルキルを有するフタル酸アルキル炭素数7~11の分岐および直鎖アルキルを有するフタル酸アルキル  
フタル酸ビス(2-メトキシエチル)を追加  
また、4-(1,1,3,3テトラメチルブチル)フェノール、ビス(2-メトキシエチル)エーテル、N,N-ジメチルアセトアミド(DMAC)追加
- \*6<sup>号</sup>: No. 2 物質名: 鉛及び鉛化合物 「削減物質」を削除。  
「適用除外」・EU指令69/493/EEC附属書I(禁止物質、削減物質、管理物質及び適合除外)で定義されるクリスタルガラスの文を削除  
(注)異方性導電膜(ACF)及び異方性ペースト(ACP)にはんだを使用する場合、その導電物質に「基準/閾値レベル」に示した濃度以下のはんだを使用することの文を削除。
- \*7<sup>号</sup>: No. 3 物質名: 水銀及び水銀化合物 「禁止物質」対象 冷陰極管(CCFL)及び外部電極光管(EEEL): 長さ500mm以下のものを削除。
- \*9<sup>号</sup>: No. 10 物質名: その他の有機塩素系化合物  
「管理物質」を積層プリント配線板等に用いられる難燃剤用途と上記以外のプラスチック部品の難燃剤・可塑剤に分けた。  
No.14 物質名: その他の有機臭素系化合物  
「管理物質」を積層プリント配線板等に用いられる難燃剤用途と上記以外のプラスチック部品の難燃剤・可塑剤に分けた。
- \*10<sup>号</sup>: No. 15 物質名: 三置換有機スズ化合物 {トリブチルスズ(TBT)化合物, トリフェニルスズ(TPT)化合物を含む}の備考に \* 基準/閾値レベルに、「意図的添加」と数値の両方が示されている場合は、何れも満たすこと。を追加
- \*10<sup>号</sup>: No. 16 物質名: ジブチルスズ(DBT)化合物 納入禁止時期を即時に変更  
No. 17 物質名: ジオクチルスズ(DOT)化合物 削減物質を禁止物質に変更。納入禁止時期を即時に変更
- \*12<sup>号</sup>: No. 24 物質名: ベリリウム銅 「基準/閾値レベル」を意図的添加または使用に変更  
No. 27 物質名: フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)、フタル酸ジブチル、フタル酸ブチルベンジル、フタル酸ジイソブチル  
「管理物質」基準/閾値レベルを部品に対し1000ppm(0.1wt%)を超える含有に変更  
No. 28 物質名: 炭素数7を主成分とする炭素数6~8の分岐アルキルを有するフタル酸ジアルキル、炭素数7~11の分岐アルキルを有するフタル酸ジアルキル、フタル酸ビス(2-メトキシエチル)を追加  
CAS No. に71888-89-6, 68515-42-4, 117-82-8を追加  
表8.2b フタル酸エステル(フタレート)の一覧にDIHP, DHNUP, DMEPを追加  
No. 32 物質名: ホウ酸、特定ホウ酸ナトリウム 基準/閾値レベルに部品に対し1000ppm(0.1wt%)を超える含有を追加
- \*15<sup>号</sup>: No. 35 物質名: 4-(1,1,3,3テトラメチルブチル)フェノールを追加  
No. 36 物質名: ビス(2-メトキシエチル)エーテルを追加  
No. 37 物質名: N,N-ジメチルアセトアミド(DMAC)を追加

## 改訂履歴

## 改訂

2013年 6月 24日 Ver.9.0

## ①SS-00259(第12版)改訂に伴う見直し

\*3号「表8.1 環境管理物質名一覧」から19号「資料：物質と各国・地域の主な法令規制」まで見直した。

## ②得意先要求事項により見直し追加

\*フタル酸ジイソペンチル, 分岐及び直鎖のフタル酸ジペンチル, フタル酸-n-ペンチル-イソペンチル

- ・4号の「表8.1 環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録
- ・11号のNo. 28に登録

\*エチレングリコールジメチルエーテル(EGDME)

- ・4号の「表8.1 環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録
- ・15号のNo. 38に登録

\*過塩素酸塩

- ・4号の「表8.1 環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録
- ・15号のNo. 39に登録

\*ヘキサクロロベンゼン

- ・4号の「表8.1 環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録
- ・15号のNo. 40に登録

## 改訂

2014年 6月 4日 Ver10.0

## ①SS-00259(第13版)改訂に伴う見直し

\*3号「表8.1 環境管理物質名一覧」から20号「資料：物質と各国・地域の主な法令規制」まで見直した。

## ②得意先要求事項により見直し追加

\*リン酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル)(TCPP)、リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)(TDCPP)

- ・3号の「表8.1 環境管理物質名一覧 (1/2)」に登録
- ・8号のNo. 13に登録

\*六フッ化硫黄(SF6)

- ・3号の「表8.1 環境管理物質名一覧 (1/2)」に登録
- ・9号のNo. 17に登録

\*パーフルオロオクタノ酸(PSOA)、その塩及びそのエステル

- ・3号の「表8.1 環境管理物質名一覧 (1/2)」に登録
- ・10号のNo. 20に登録

\*フタル酸ジペンチル

- ・4号の「表8.1 環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録
- ・13号のNo. 29に登録

\*多環芳香族炭化水素(PAH)

- ・4号の「表8.1 環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録
- ・15号のNo. 35に登録

\*リン酸トリキシリル(TXP)

- ・4号の「表8.1 環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録
- ・16号のNo. 41に登録

## 改訂

2015年 7月 27日 Ver11.0

## ①SS-00259(第14版)改訂に伴う見直し

\*2号「目的」から20号「資料：物質と各国・地域の主な法令規制」まで見直した。

\*3号「用語の定義」に(4)(5)項を追加

## ②得意先要求事項により見直し追加

\*ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)

- ・4号の「表8.1 環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録
- ・10号のNo. 19に登録

\*10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸2-エチルヘキシル(DOTE)

- ・4号の「表8.1 環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録
- ・11号のNo. 25に登録

\*10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸2-エチルヘキシルと10-エチル-4-[[2-[(2-(エチルヘキシル)オキシ)]-2-オキソエチル]チオ]-4-オクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸2-エチルヘキシルを構成要素とする物質(DOTEとMOTEを構成要素とする物質)

- ・4号の「表8.1 環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録
- ・11号のNo. 26に登録

## 改訂履歴

- \*N-フェニルベンゼンアミンとスチレン及び2,4,4-トリメチルペンテンの反応生成物(BNST)
  - ・ 4条の「表 8. 1 環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録
  - ・ 15条のNo. 36に登録
- \*2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール(UV-320)
  - ・ 4条の「表 8. 1 環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録
  - ・ 15条のNo. 37に登録
- \*2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール(UV-328)
  - ・ 4条の「表 8. 1 環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録
  - ・ 15条のNo. 38に登録

## 改訂 2017年 5月 30日 Ver12.0

- ①SS-00259(第15版)改訂に伴う見直し
- ②表 8. 1 環境管理物質名一覧の物質名の表記見直し
  - \*3条「環境管理物質」から20条「資料：物質と各国・地域の主な法令規制」まで見直した。
- ③以下の管理物質は、EU REACH規則の認可候補物質(SVHC)に該当する物質であるため管理表から削除し、新たにEU REACH規則の認可候補物質の管理項目における対象リストにまとめた。  
今回の改訂では、SVHC第16次までの候補物質を収載した。
  - \*No38 2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール(UV-328)
  - \*No41 ホウ酸, 特定ホウ酸ナトリウム
  - \*No42 4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール
  - \*No43 ビス(2-メトキシエチル)エーテル
  - \*No44 N,N-ジメチルアセトアミド(DMAC)
  - \*No45 エチレングリコールジメチルエーテル(EGDME)
  - \*No46 リン酸トリキシリル(TXP)
  - \*No49 ビスフェノールA
- ④得意先要求事項により見直し追加
  - \*赤リン
    - ・ 4条の「表 8. 1 環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録
    - ・ 15条のNo. 42に登録
  - \*EU REACH規則の認可候補物質(SVHC)
    - ・ 4条の「表 8. 1 環境管理物質名一覧 (2/2)」に登録
    - ・ 15条のNo. 43に登録

## 改訂 2018年 7月 5日 Ver13.0

- ①SS-00259(第16版)改訂に伴う見直し
- ②2条 3.(3)「…旧JGPSSI並びに…」を削除。
- ③2条 7.(1) ( )内の文言を削除。
- ④3条 7.に(5)均質材料、(6)材料、(7)部品、(8)成形品(アーティクル)、(9)製品の項目を追加。
- ⑤3条 7.(8)素材を削除。
- ⑥表8.1 環境管理物質名一覧の物質名の表記見直し
  - \*4条「環境管理物質」から20条「資料：物質と各国・地域の主な法令規制」まで見直した。
  - \*9条 管理物質No. 18とNo. 19をNo. 18に統合。  
対象物質を「モントリオール議定書 附属書A、B、C、Eの対象物質」と変更した。また対象物質の参考リンクを追加した。
- ⑦以下の管理物質は、EU REACH規則の認可候補物質(SVHC)に該当する物質であるため管理表から削除し、EU REACH規則の認可候補物質の管理項目における対象リストにまとめた。  
今回の改訂では、SVHC第18次までの候補物質を収載した。(181物質)